

一般財団法人 建築保全センター耐震性能判定委員会への評定申請要領

平成24年4月1日

一般財団法人 建築保全センター・耐震性能判定委員会（以下耐震性能判定委員会と称す）へ耐震診断・改修計画の評定を申請するに際し、申請者は以下の項目を留意して提出書類等を作成するものとする。

1. 申請できる建築物

耐震性能判定委員会に「耐震診断・改修計画の評定」を申請できる建築物は、国、地方公共団体等の公共建築物とする。

2. 対象とする建築物の構造

建築物の構造形式は、原則として鉄筋コンクリート構造、鉄骨構造及び鉄骨鉄筋コンクリート構造とする。その他の構造については、個別に耐震性能判定委員会事務局に問い合わせることとする。

3. 対象とする耐震改修の方法

対象とする耐震改修方法は、従来型耐震補強、免震化、制震構法とする。その他については、個別に耐震性能判定委員会事務局に問い合わせることとする。

4. 耐震性能判定委員会および部会の開催

耐震性能判定委員会の開催は、原則として月の第3月曜日15:00～17:30とする。委員会での指摘事項に対する資料作成を円滑に行うことが出来るように適時、部会を開催し、評定業務の進捗を図ることが出来る。

5. 申請の手続き

申請の手続きは、申込書に必要事項を記入して行うこととする。耐震性能判定委員会の開催は、原則として申し込みの約1ヶ月後となります。

6. 耐震性能判定委員会への提出書類等（各9部）は、

- ① 判定建物概要
- ② 建物の主要設計図書
- ③ 耐震診断計算書・判定資料
- ④ 耐震改修計画書
- ⑤ 耐震改修後の安全性の検討書
- ⑥ ①～⑤までの要約
- ⑦ その他委員会・事務局により提出を求められた資料

とする。上記資料は、原則として委員会開催の1週間前に耐震性能判定委員会事務局に提出することとする。但し、上記①～⑤は、任意の書式とする。

7. 評定書の発行及び必要日数

評定書は、耐震性能判定委員会の審議結果をうけて一般財団法人 建築保全センター理事長が発行する。また、その発行までの必要日数は、通常の構造、規模の建築物で最初の委員会開催より、少なくとも1ヶ月を必要とする。

8. 発行する評定書の記載事項

評定書の記載事項は、通常、以下の項目を記載する。

1) 対象建

物概要

- (1) 建物名称
 - (2) 所在地
 - (3) 建設年次
 - (4) 構造種別
 - (5) 階数
 - (6) 延べ面積
 - (7) 基礎構造
- 2) 耐震診断・改修計画業務委託者
 - 3) 耐震診断・改修計画業務実施者
 - 4) 耐震診断・改修計

画概要

- (1) 適用基準
 - (2) 使用プログラム
 - (3) 耐震診断の結果概要
 - (4) 耐震安全性の目標
 - (5) 耐震改修計画の概要
 - (6) 耐震改修計画の考察
- 5) 評定概要
 - 6) 付帯事項

9. 耐震性能判定委員会事務局・連絡先等

事務局：〒104-0033

東京都中央区新川1丁目24番8号

一般財団法人 建築保全センター

TEL：03-3553-0070

FAX：03-3553-6767